

方法は、

$$\frac{\text{パートタイム労働者の1か月間の実労働時間}}{\text{常勤職員の所定労働時間}}$$

による。ただし、計算に当たって1人のパートタイム労働者の実労働時間が常勤職員の所定労働時間を超えた場合は、所定労働時間以上の勤務時間は算入せず、「1人」として算出する。なお、常勤職員の週当たりの所定労働時間が32時間未満の場合は、32時間を所定労働時間として計算する。

5 有床診療所入院基本料の施設基準

(1) 有床診療所入院基本料1の施設基準

ア 当該診療所（療養病床を除く。）における看護職員の数が、7以上であること。

イ 次の施設基準のうち、(イ)に該当すること又は(ロ)から(ル)までのうち2つ以上に該当すること。

(イ) 過去1年間に、介護保険によるリハビリテーション（介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーション又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーション）、同法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導、同条第10項に規定する短期入所療養介護、同条第23項に規定する複合型サービス、同法第8条の2第6項に規定する介護予防居宅療養管理指導若しくは同条第10項に規定する介護予防短期入所療養介護を提供した実績があること、同法第8条第29項に規定する介護医療院を併設していること、又は同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者であること。

(ロ) 在宅療養支援診療所であって、過去1年間に訪問診療を実施した実績があること。

(ハ) 過去1年間の急変時の入院件数が6件以上であること。なお、「急変時の入院」とは、患者の病状の急変等による入院を指し、予定された入院は除く。

(ニ) 注6に規定する夜間看護配置加算1又は2の届出を行っていること。

(ホ) 「A001」に掲げる再診料の注10に規定する時間外対応加算1の届出を行っていること。

(ヘ) 過去1年間の新規入院患者のうち、他の急性期医療を担う病院の一般病棟からの受入れが1割以上であること。なお、急性期医療を担う病院の一般病棟とは、一般病棟入院基本料、7対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に限る。）、10対1入院基本料（特定機能病院入院基本料（一般病棟に限る。）又は専門病院入院基本料に限る。）、13対1入院基本料（専門病院入院基本料に限る。）又は15対1入院基本料（専門病院入院基本料に限る。）を算定する病棟であること。ただし、地域一般入院基本料、13対1入院基本料又は15対1入院基本料を算定する保険医療機関にあっては「A205」に掲げる救急医療管理加算の算定を行っている場合に限るものとする。

(ト) 過去1年間の当該保険医療機関内における看取りの実績が2件以上であること。

(チ) 過去1年間の全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔（手術を実施した場合に限る。）の患者数（分娩を除く。）が30件以上であること。

(リ) 「A317」に掲げる特定一般病棟入院料の注1に規定する厚生労働大臣が定める

地域に所在する有床診療所であること。

- (ヌ) 過去1年間の分娩を行った総数(帝王切開を含む。)が30件以上であること。
 - (ル) 過去1年間に、「A208」に掲げる乳幼児加算・幼児加算、「A212」に掲げる超重症児(者)入院診療加算・準超重症児(者)入院診療加算又は「A221-2」に掲げる小児療養環境特別加算を算定した実績があること。
- (2) 有床診療所入院基本料2の施設基準
- ア 当該診療所(療養病床を除く。)における看護職員の数が、4以上7未満であること。
 - イ (1)のイを満たしていること。
- (3) 有床診療所入院基本料3の施設基準
- ア 当該診療所(療養病床を除く。)における看護職員の数、1以上4未満であること。
 - イ (1)のイを満たしていること。
- (4) 有床診療所入院基本料4の施設基準
- (1)のアを満たしていること。
- (5) 有床診療所入院基本料5の施設基準
- (2)のアを満たしていること。
- (6) 有床診療所入院基本料6の施設基準
- (3)のアを満たしていること。
- 6 有床診療所入院基本料1、2、4又は5の届出をしている診療所にあつては、看護師を1人以上配置することが望ましいこと。
- 7 夜間(当該診療所が診療応需の態勢を解除している時間帯で概ね午後6時から午前8時までをいう。)における緊急時の体制を整備することとし、看護要員を1人以上配置していること。
- 8 有床診療所急性期患者支援病床初期加算及び有床診療所在宅患者支援病床初期加算の施設基準次のいずれかに該当すること。
- (1) 在宅療養支援診療所であつて、過去1年間に訪問診療を実施した実績があること。
 - (2) 全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔(手術を実施した場合に限る。)の患者数が年間30件以上であること。
 - (3) 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急診療所であること。
 - (4) 「救急医療対策の整備事業について」に規定された在宅当番医制又は病院群輪番制に参加している有床診療所であること。
 - (5) B001の「22」に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料を算定していること。
 - (6) 注6に規定する夜間看護配置加算1又は2を算定しており、夜間の診療応需態勢を確保していること。
- 9 医師配置加算の施設基準
- (1) 医師配置加算1については、次のいずれかに該当する診療所であること。
 - ア 在宅療養支援診療所であつて、過去1年間に訪問診療を実施した実績があること。
 - イ 全身麻酔、脊椎麻酔又は硬膜外麻酔(手術を実施した場合に限る。)の患者数が年間30件以上であること。
 - ウ 救急病院等を定める省令に基づき認定された救急診療所であること。
 - エ 「救急医療対策の整備事業について」に規定された在宅当番医制又は病院群輪番制に参加している有床診療所であること。